

鳥獣被害対策調査特別委員会報告書

鳥獣被害対策調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、鳥獣被害対策に関する諸施策について調査・検討するため、令和元年十二月十七日に設置され、付議事件「鳥獣被害対策に関する諸施策について」を受け、「拡大する鳥獣被害の現状と防止・軽減対策について」を調査項目とした。

調査項目について、県関係部局から県施策の概要及び県内の現状を聴取するとともに、一般社団法人宮城県猟友会及び宮城県内水面水産試験場より参考人を招致して意見を聴取した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内調査及び県外調査については、実施を取りやめた。調査結果の概要は、次のとおりである。

一 現状と課題

1 野生鳥獣による被害の現状について

(一) 農業分野における被害について

本県の野生鳥獣による農作物被害額は、平成二十六年度の二億九百九十四万円をピークとして平成二十七年度は一億三千八百七十万円と減少したものの、その後、平成二十九年度まで二年連続で増加し、平成三十年度は一億四千六百一十一万円と再び減少している。しかし、東日本大震災以前の平成二十一年度と比較すると、被害額は倍増している状況にある。

平成三十年度の被害額を鳥獣の種類別で見ると、特にイノシシによる被害が約六割を占めており、発生

地域は二十四市町村に上る。次いでニホンジカによる被害が約一割を占め、発生地域は六市町に上る。このほか、獣類ではハクビシン、サル、クマ、鳥類ではスズメ、カラスなどによる被害が発生している。

なお、作物別で見ると、稲が六割、野菜が二割を占めている。

鳥獣被害は、対策に係る経費や労力の増大、収量・品質の低下による営農意欲の減退、耕作放棄の増加などにも進展し、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

(二) 森林・林業分野における被害について

ニホンジカによる被害については、主に県内の東部地域（石巻・気仙沼・登米地域）で造林木の食害が発生しており、再造林を進める上で支障となっている。また、食害で下層植生が消失することにより、森林の土砂流出や崩壊防止機能の低下が懸念されている。

ツキノワグマによる被害については、七ヶ宿町や大和町において、主に人工林のスギの樹皮を剥ぐ「皮はぎ」被害が確認されており、森林の経済的価値の低下を招いている。

これらの被害を防止するためには、侵入防止柵の設置や忌避剤の散布などの対策が必要となり、森林整備に係る経費のかかり増しとなることから、低コストで効果の高い対策手法の確立が課題となっている。

(三) カワウによる水産被害について

東日本大震災により、カワウの生息地であった海岸付近の樹木が消失したことに伴い、カワウの生息域が内陸部に移動したと考えられ、県内各河川において内水面水産資源の食害が報告されるようになった。その生息状況については、平成十六年度は約六百羽とされていたが、平成三十年には約千百羽から千六百羽とされており、内陸部の地域活性化の一端を担う内水面漁業の振興を図る上で障害になっている。

県では、県内水面漁業協同組合連合会・県内水面漁業協同組合が主体となり、追い払いなどを行っているものの、被害実態が十分に把握されていないため、関係機関と協力して被害実態等を把握し、速やかに

効果的な対策手法を確立・普及するための被害対策指針を策定して、被害の拡大を防ぐ必要がある。

(四) ツキノワグマによる人身被害について

ツキノワグマによる人身被害について、平成二十九年年度は三件、平成三十年年度は一件であった。しかし、令和元年度は六件に上っており、気仙沼市では死者が一人出ている。

2 鳥獣被害の防止・軽減対策について

(一) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」について

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。)は、鳥獣被害の深刻化を踏まえ、市町村が中心となって被害防止のための総合的な取組を支援するもので、平成十九年に成立した。

同法に基づき、市町村が被害防止計画を作成することにより、農林水産省補助事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」による支援や、鳥獣被害対策実施隊を組織することによる狩猟人材の確保など、施策を推進するための必要な措置が講じられるものとなっている。

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用について

市町村被害防止計画は県内で三十二市町村が作成し、これに基づき対策を実施している。また、鳥獣被害対策実施隊は二十八市町村が設置している。

同交付金での主な支援内容としては、有害鳥獣捕獲に係る経費の補助、わな等の捕獲機材購入費の補助、捕獲技術向上等のための研修会の実施、侵入防止柵や解体処理施設等の整備、放置果樹の伐採や刈り払い等の生息環境の管理が挙げられる。

なお、同交付金を補完する事業として、国予算の割当て不足分を県単独で補助する取組を平成三十年度から実施している。

(2) 捕獲頭数の状況について

鳥獣被害防止総合対策交付金（緊急捕獲）による平成三十年度の捕獲頭数は、イノシシが四千三百四十六頭、ニホンジカが七百十四頭で、被害の多いイノシシ及びニホンジカに集中し、捕獲を進めている。また、令和元年度の捕獲頭数はイノシシが五千二百五十頭、ニホンジカが千百三頭であり、更に捕獲を進めている。

(3) 侵入防止柵の整備状況について

電気柵やワイヤーメッシュ柵を主体に、平成三十年年度までに約七百キロメートルの侵入防止柵が整備されている。

今後は、侵入防止柵設置後の適正な維持管理が効果継続のポイントであり、見回りによる日常管理が重要である。

(4) 寄せ付けない環境管理の取組について

県では、県内にモデル地区を設置し、集落ぐるみで鳥獣被害対策に向けた活動を展開し、その事例を研修会や会議等で紹介している。この取組は、平成三十年度までに十一地区で実施されている。

(5) 解体処理施設等の整備状況について

捕獲された鳥獣については、市町村の多くで埋設処理を行っているが、埋設場所の確保や作業労力の軽減が課題となっている。

その対策として、広域行政事務組合の焼却場で処分する市町も出てきていることに加え、事前処理として、解体施設や減容化施設が蔵王町、白石市、村田町、川崎町で整備されている。

(6) ICT技術の活用について

県内では、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、わな用受信器、センサーカメラなどを導入し、

わな設置後の見回り労力の軽減など効率化を図る取組が進んでいる。平成三十年度は、仙台市など七市町の協議会で導入されている。

(7) 捕獲技術等向上対策について

県の主催で鳥獣被害対策実施隊を対象とした研修会を開催しているほか、新たな担い手の確保策として、県農業大学校での鳥獣被害対策に関する講義も実施している。

(二) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）は、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。

同法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある、指定管理鳥獣捕獲等事業（個体数調整）の対象となる指定管理鳥獣として、国はイノシシ及びニホンジカを指定している。また、生息数が著しく増加又は生息域が拡大しており、管理を図るため都道府県知事が指定する第二種特定鳥獣として、県はイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルを指定している。

県では、これらの第二種特定鳥獣について、平成二十九年度から令和三年度を計画期間として「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するとともに、毎年度当該鳥獣の管理事業実施計画を策定し、個体数の適正管理や必要な管理事業を実施している。

(1) 「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく個体数調整等の推進について

イノシシ、ニホンジカについて、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、生息調査等を実施し、その結果を踏まえて策定した実施計画に基づき、個体数調整の強化を図っている。平成三十年度の捕獲実績は、イノシシが千六百五十三頭、ニホンジカが四百九十九頭であった。また、令和元年度の捕獲実績は、イ

ノシシが千七十七頭、ニホンジカが三百一頭であった。

加えて、野生鳥獣の捕獲促進及び被害防止対策の強化のため、平成二十九年度から大河原地方振興事務所林業振興部に鳥獣被害対策専門指導員を配置し、令和元年度は六人体制でイノシシの捕獲等を実施している。

(2) 県内の狩猟免許所持者数について

県内の狩猟免許所持者数の推移について、狩猟免許所持者全体で見れば増加傾向にあり、平成二十年度と平成三十年度で比較すると、網猟・わな猟免許所持者数は増加しているが、銃猟免許所持者数は減少している。

(3) 狩猟者確保対策について

県では、狩猟経験の浅い者や狩猟に関心のある者を対象に「新人ハンター養成講座」を開催し、有害鳥獣捕獲の担い手を育成・確保している。また、狩猟免許試験の受験機会の確保のため、狩猟免許試験の開催場所の分散化や土日の開催、わな猟限定の試験回数を増やすなど、受験者の利便性の向上に努めているほか、市町村の希望を踏まえ、令和元年度は栗原市で出前試験を実施している。

(三) 森林・林業分野における防止・軽減対策について

県では、食害のおそれがある地域で植林を行う場合、侵入防止柵（防鹿柵）の設置、忌避剤の散布などの対策に係る経費について補助を行っている。

また、事例集などを発行して被害防止対策の普及を図るとともに、地域に合ったニホンジカの効果的な捕獲手法の実証試験などにも取り組んでいる。

(四) カワウによる水産被害対策について

県では、カワウの生息状況調査を実施するとともに、県内水面漁業協同組合と協力して被害量の推定に

取り組んでおり、駆除したカワウの胃の内容物から、アユやサケ等の重要な内水面水産資源の食害が明らかになっている。

今年度以降、関係機関と協議し、被害対策指針を策定する予定としており、当該指針に基づき、関係機関への効果的な被害対策手法の確立・普及を図り、県内水面漁業協同組合連合会・県内水面漁業協同組合を中心に防除等の対策を実施し、被害の拡大を防いでいくこととしている。

(五) ツキノワグマによる人身被害対策について

県では、平成二十六年度に、ツキノワグマが市街地等に出没した場合の緊急捕獲許可フロー図を定め、各地方振興事務所、宮城県警察、市町村、一般社団法人宮城県猟友会（以下「宮城県猟友会」という。）と共有し、出没の通報から捕獲までに至る関係者の役割分担の周知徹底を図っている。

また、県のホームページでクマの出没情報、クマに遭わない方法、クマに遭ってしまった場合の対応法などを掲載し、注意喚起を行っている。

3 野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱対策について

豚熱については、平成三十年九月、二十六年ぶりに国内で発生した。令和二年九月末現在、十一府県で防疫措置を実施し、約十七万頭の豚が殺処分された。また、令和元年十月に、国は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正した。これにより、予防的ワクチン接種が可能となり、令和二年九月末現在、本県を含む二十七都府県がワクチン接種推奨地域に指定された。

アフリカ豚熱については、令和二年九月末現在、国内での発生事例はない。しかし、アジアでは、平成三十年八月に中国で発生して以来、十三カ国・地域に拡大し、日本への侵入リスクが高い状況が継続している。このため、養豚経営体へのウイルスの侵入防止の強化を含めた飼養衛生管理基準の徹底や指導助言の強化、アフリカ豚熱を想定した防疫研修・演習の実施などの対策を進めていく必要がある。

県では、農場の立入調査等を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、精度の向上のため、指導助言を継続的に実施するなどの取組を行っているほか、市町村と連携して、野生イノシシのサーベランス検査を実施している。

4 東日本大震災による放射性物質に係る鳥獣肉の出荷制限について

(一) 現状

鳥獣肉（ジビエ）の利活用は捕獲の促進に有効な取組であるが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内全域を対象として、イノシシ及びツキノワグマについては平成二十四年六月二十五日付けで、ニホンジカについては平成二十九年十二月十三日付けで出荷制限指示が出され、現在も継続している。

このうち、ニホンジカを取り扱う石巻市内の二事業者については、国と調整した結果、全頭検査を前提とした県の出荷・検査方針が整ったことから、平成二十九年十二月二十七日付けで出荷制限が解除されている。また、女川町内の一事業者についても、同様に令和二年七月二十七日付けで出荷制限が解除されている。

(二) 鳥獣肉の出荷制限指示への対応について

県では、宮城県猟友会に有害鳥獣捕獲等により捕獲したものの一部から検体の採取を委託し、民間事業者に検体中の放射性物質の測定を委託し、測定結果を国に報告するとともに、県民に情報提供している。

出荷制限の一部解除に向けては、全頭検査を前提とした新たな出荷制限解除について、事業者からの要望があった場合は、事業者ごとに全頭検査に基づく出荷・検査方針を作成し、国と調整して、出荷制限の解除に向けた手続を行うこととしている。

その一方で、出荷制限の影響で狩猟による捕獲頭数の減少が危惧されることから、十分な捕獲圧を維持

するため、イノシシ及びニホンジカを狩猟で捕獲した者に報償金を支給している。

二 参考人からの意見聴取

1 一般社団法人宮城県猟友会 会長 生駒 純一 氏、副会長 宍戸 修 氏、

認定事業管理責任者 山形 勇彦 氏、

認定事業推進委員会副委員長 大宮 喜久江 氏

宮城県猟友会は、県内に二十一支部、令和元年度末時点で千八百四人の構成員を有している。同会は、鳥獣保護管理法の規定による認定事業者として、県から委託を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を行っているほか、鳥獣被害防止特別措置法の規定による鳥獣被害対策実施隊の一員としての有害鳥獣捕獲活動、狩猟者の確保や安全教育などの取組を行っている。

山形氏は、狩猟者の確保の現状について、次のとおり述べた。

宮城県猟友会の構成員数は、昭和五十七年度の八千七百五十五人をピークに、高齢化の進行で減少が続き、平成二十五年度には千四百五十九人となったが、県と連携した狩猟免許初心者講習会及び新人ハンター養成講座の開催による狩猟免許取得に向けた支援を行ってきたこと、農林業被害が増加していることにより、若手農家が自ら狩猟免許を取得する事例が増加し、令和元年度末時点で千八百四人まで増加している。

しかし、増加しているのはわな猟免許を所持している構成員数であり、銃猟免許を所持している構成員数については高齢化の影響で年々減少しており、鳥獣被害対策の継続強化が求められる中であって、その担い手の育成・確保は喫緊の課題となっている。

特に若い後継者の育成・確保が急務となっており、宮城県猟友会は新人ハンター養成講座などを通じて育成に努めているが、育成には多大な時間と労力がかかり、現場では苦労しながら若い後継者を指導している

のが現状である。

そのため、狩猟者の確保について、現状の宮城県猟友会の取組だけでは困難であり、県・市町村がこれまでに以上に現場の危機感を共有し、実効性のある担い手の育成・確保に取り組み必要があると指摘した。具体的には、捕獲に当たって狩猟者は狩猟税や弾薬費など多大な手間とコストを負担して自治体に協力している実態を踏まえ、狩猟で生計を立てられるよう捕獲予算単価を増額する必要があると指摘した。また、捕獲した鳥獣は、狩猟者が自ら埋設又は焼却により処分しているが、埋設場所の確保や焼却施設までの運搬など、処分負担の軽減に取り組む必要があると指摘した。

このほか、鳥獣肉の利活用について、山形氏は、現状の人員では自治体からの捕獲の依頼に応えることで精一杯であり、専門の人員を別に確保しないと対応できないと意見を述べた。

生駒氏からは、大河原地方振興事務所林業振興部に配置されている鳥獣被害対策専門指導員について、人件費、猟銃及び猟銃保管庫の整備で多額の費用を要していることから、費用対効果について意見があった。

さらに、生駒氏らは、鳥獣の捕獲に係る制度について、次のとおり述べた。

農林水産省所管の鳥獣被害防止特別措置法に基づく事業（有害鳥獣捕獲）を行っている自治体と、環境省所管の鳥獣保護管理法に基づく事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を行っている自治体とがあり、市町村単位で、実施方法も予算規模も異なっている状況にある。宮城県猟友会はその中で、両方の事業に取り組んでいるが、会として足並みをそろえるためには事業の一本化が望ましいと意見を述べた。

宍戸氏からは、捕獲鳥獣の処理について、一般ごみ扱いで一頭丸ごと受け付ける自治体もあれば、小分けにしないと受け付けない自治体もあり、市町村ごとに処理方法が異なっており、統一に向けた議論が必要ではないかとの意見があった。

また、県内にはライフルの練習場が非常に少なく、練習のために他県まで行っている状況にあるため、事

故防止の観点からも、村田町の県クレ―射撃場に併設するなどして、ライフルの練習場を整備することについて検討する必要があるとの意見があった。

2 宮城県内水面水産試験場 場長 高橋 昭治 氏、主任研究員 中家 浩 氏

県では、カワウの生息実態や被害実態を調査しており、このうち宮城県内水面水産試験場では、内水面漁業における被害実態を把握するため、平成二十九年十月からカワウの胃の内容物の解析を行っている。

中家氏は、カワウの生態の特徴について、集団性が強いこと、魚食性があり一羽あたりの一日の捕食量は五百グラムとされていること、移動能力が高く一日に採食に出かける範囲はねぐらから十五キロメートル圏内とされていることを挙げた。

また、中家氏はカワウの胃の内容物の解析について、次のように述べた。

平成三十年度の解析状況としては、名取川水系で捕獲されたカワウ五十三羽のうち四十二羽から八科十三種の魚二百五十九尾四千七百七十六グラムが確認された。アユは、六・七月には十五尾二百四十五・一グラム（重量比七〇・八％）、九・十月には六十四尾千五百二・四グラム（重量比四一・三％）が確認され、九月には抱卵したものも確認された。サケ稚魚も、一月に二十尾六・四グラム（重量比三・三％）が確認された。

令和元年度の解析状況としては、名取川水系で捕獲されたカワウ三十八羽のうち三十三羽から八科十四種の魚及び甲殻類二百六十二尾二千二百六十七・七グラムが確認された。アユは、五月には四尾二十七・四グラム（重量比五・五％）、六月には十三尾百七十七・三グラム（重量比五八・九％）、八月には二尾十五・六グラム（重量比一二・一％）、十月には三尾七十四・六グラム（重量比三六・七％）が確認された。サケ稚魚も、二月に十九尾七・三グラム（重量比六・三％）、三月に四十三尾二十一・二グラム（重量比二・三％）が確認された。

この解析結果をもとに、令和元年度の名取川水系におけるカワウの捕食によるアユ及びサケ稚魚の内水面

漁業被害額を算定すると、アユは約六百五十九万円と推定され、被害にあったアユが全て放流魚と仮定した場合、放流魚の被害額は放流金額の八一％に相当する。ただし、名取川には天然アユも遡上するため、被害額はあくまでも試算値である。また、サケ稚魚は約四万七千円と推定され、漁協による放流尾数の一三％（二万九千尾）に相当する。

なお、中家氏からは、被害額の算出についてはサンプルが多く取れている地域で行ったものであり、北部の沿岸地区などではサンプルが集まりにくく算出できていないとの説明があった。

三 総括・提言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は、「拡大する鳥獣被害の現状と防止・軽減対策」について検討し、次のとおり取りまとめた。

1 狩猟者の育成・確保について

(一) 県は、鳥獣被害防止に必要な人材を確保するため、指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲予算単価の増額を図るなど、関係機関の捕獲活動に要する経費に対し、一層の財政的支援を行うこと。

(二) 県は、狩猟免許の取得を検討する者に対し、わな猟のみならず銃猟の免許も併せて取得を目指せるよう、関係機関と連携の上、取得までのフォローアップを積極的に行うこと。また、猟銃等の機材の取得に要する経費に対し、補助を行うこと。

(三) 県は、狩猟者の鳥獣捕獲技術の維持・向上を図るため、狩猟向けライフルの練習場の更なる整備を検討すること。ただし、整備に当たっては、県内の特定の地域に偏りが生じないように、立地に十分配慮すること。

(四) 県は、大河原地方振興事務所林業振興部に配置されている鳥獣被害対策専門指導員について、関係機関

と連携し技術向上を図るなど、配置目的に見合った効果的な活動ができるよう、体制の強化を図ること。
2 鳥獣被害の防止・軽減対策について

(一) 県は、捕獲鳥獣の処理負担軽減及び感染症対策の観点から、市町村と連携して、埋設場所の確保や解体処理施設の整備に向けた支援を行うこと。また、市町村単位で処理方法が異なっている現状を踏まえ、統一に向けた議論を進めること。

(二) 県は、カワウによる内水面漁業における被害実態を把握するための調査を実施しているが、引き続き当該調査を継続して実態の把握に努めること。また、今後策定が予定されている被害対策指針に基づき、関係機関と連携の上、被害防止・軽減に向けた取組を強化すること。

(三) 県は、引き続き鳥獣被害対策のモデル地区を設定することにより、地域一丸となって生息環境の維持管理などの鳥獣被害対策に取り組めるよう普及啓発に努めること。また、侵入防止柵について、県や市町村の連携による設置はもちろんのこと、地域一丸となって維持管理に取り組めるよう啓発に努めること。

3 鳥獣肉の利活用について

県は、鳥獣肉の流通販売による利活用を希望する事業者から相談があった際には、出荷制限の解除に向けて、事業者の個別の事情に応じて必要な支援を行うこと。

4 鳥獣被害対策に係る県関係部局の体制について

鳥獣被害に係る情報収集や鳥獣被害対策に係る施策は県の各担当部局で行われており、個別に情報共有しながら連携を図っているが、県として鳥獣被害対策を強力に推進するため、一元的に情報を集約し施策を実行する組織体を設置するなど、体制の整備を検討すること。

報告の結びにあたり、今期は新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた県内調査及び県外調査が

取りやめとなり、十分な調査活動が行えなかった。したがって、今後、機会を捉えて特別委員会を設置し、改めて調査活動を行う必要があると当委員会では考える。

以上、これらの提言が今後の県の関係施策に十分反映されることを期待して、報告とする。

令和二年十一月二十日

宮城県議会鳥獣被害対策調査特別委員長 境 恒 春

宮城県議会議長 石 川 光 次 郎 殿